

第 2 回検討会における「第 1 回検討会を踏まえた論点」に関する主なご意見
(事務局において集約したもの)

1 対策を進めるためのエビデンスについて (論点 1 関係)

- ・ 分析・対策を進めるための定量的・定性的情報が不足している。
- ・ 原因の的確な分析や必要な対策の検討を行えるよう、労働者死傷病報告を見直す必要がある(労働安全衛生総合研究所において研究する。)。休業 4 日未満の労働者死傷病報告の分析も必要。
- ・ 「氷山の隠れている部分」を調査研究によって明らかにしていくことも必要。また、過去のデータに基づく後ろ向き調査だけでなく、前向きの調査研究を行っていく必要もあるのではないか。

2 安全衛生教育の在り方や関係者の意識改革について (論点 2 関係)

(1) 安全衛生教育等について

- ・ 現場において、通常の業務指示はできているのに、なぜ安全衛生に係る対策・指示はできないのか、取組が進まない理由の検証も必要。
- ・ 小売業や介護施設においては、教育や体操のための 3 分の時間さえ取れない実態もある。特に、介護施設では配置基準等との関係で、現場をぎりぎりの人数で回している。エリアマネージャーの巡回の機会を活用したり、情報通信技術も活用した効率的な安全衛生教育を行っていくべき。
- ・ 行政がしっかり方針を示すことで「3 分」なら取れるのではないか。労働者に教育をしないまま現場に出すことは本来あってはならない。
- ・ 短時間でも 4 S など基本的な対策はできるはずである。
- ・ 腰痛予防のために膝を曲げて荷を持ち上げるという初歩的なことすら分かっていない労働者が多い。まずはそのような基本的な教育だけでも必須とすべき。
- ・ 既存の教育等ツールは第二次産業向けに見える(作業服、表現等)ものが散見され、第三次産業の現場においては自分たちには関係のない話と捉えられてしまいがち。
- ・ 教育は双方向のものすることで定着が進む。
- ・ 若い者・経験の浅い者ほど力任せに抱えて腰痛を引き起こしている印象がある。そのような背景要因も踏まえた教育の在り方を検討する必要がある。
- ・ 労働者への教育の重要性や手法を経営者・責任者にも知らしめることが必要。

(2) 関係者の意識改革等

- ・ 既存の対策のチェックリスト等は項目が多すぎてポイントが分からないので、取り組みやすいよう、シンプルにすべき。
- ・ 労働者の安全と顧客の安全がつながるという訴求も有効ではないか。
- ・ 転倒・腰痛対策を「健康経営」の評価基準に(大きめの項目として)盛り込み、健

康経営優良法人認定に向けた支援や周知の強化を図ることが必要ではないか。支援については、地域・職域連携事業のスキームの活用も有効。

- ・ 介護施設においては、健康経営は浸透していない。介護行政を通じた周知が有効ではないか。
- ・ 転倒・腰痛対策に取り組むことによる経営上のメリットに加え、取り組まないことによる経営上のデメリットの見える化を図ることが必要である。デメリットとしては、災害による休業や、定着率の低さによる人手不足等がある。
- ・ 転倒・腰痛は職場で危険を意識しにくいものであるので、無意識に働き掛けるナッジによって不安全行動を回避できる取組については追求すべき。

3 労働者の健康づくりによるアプローチについて（論点5関係）

- ・ 設備的対策に加えて、身体機能の低下への対策が必要。
- ・ 運動量の低下により腰痛等が増加している。スポーツ庁とも連携して運動量を増やすアプローチが必要。
- ・ 身体機能の低下と転倒等の関係も踏まえた対策については、専門家によるエビデンスに基づく検討が必要。
- ・ リスク要因として骨粗鬆症、「ロコモ度」テスト、視力等のスクリーニングが考えられる。ただし、検査は効果を考えて導入する必要があり、不利益取扱いにつながらないような仕組みとすることも必要。
- ・ 身体機能の低下は自覚されにくいいため、チェックによって労働者本人に自覚させること自体も重要。

4 その他

- ・ 中小規模事業場においても、安全衛生委員会等により、災害情報を共有等する必要がある。
- ・ 労災保険給付情報の活用も必要ではないか。